

県安第854号  
令和5年9月14日

福井県消費生活審議会  
会長 南保 勝 様

福井県知事 杉本 達治

福井県消費者基本計画の策定について（諮問）

みだしのことについて、福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例（昭和55年福井県条例第1号）第31条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

県では、消費者教育の推進に関する法律に基づき、体系的・効果的な消費者教育を推進するため、「福井県消費者教育推進計画」を平成28年3月に策定し、平成31年3月に改定を行い、消費者施策に取り組んできた。

しかし、近年は、デジタル化の進展、成年年齢の引下げ、高齢化の更なる進行など、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな課題に対応した消費者施策が求められている。

県では、現行の消費者教育推進計画が本年度で終了することから、計画を見直し、こうした情勢の変化に的確に対応した総合的な「福井県消費者基本計画」を策定することとしたので、貴審議会の意見を求めるものである。